

益田市告示第178号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年6月15日

益田市長 山本浩章

次の書類は、総務部税務課に保管してありますので、送達を受けるべき者の申出があればいつでも交付します。

なお、公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

送達すべき書類を特定するために必要な情報		送達を受けるべき者の氏名
令和8年度	軽自動車税納税通知書兼領収証書	村上 大助
令和8年度	軽自動車税納税通知書兼領収証書	宮内 猛虎